# 狭あい道路拡幅整備事業の手続きフロー

～ 申請者 ～

**①事前協議申請書の提出**

【添付書類】

・位置図・公図・土地全部事項証明書
・建築予定配置図・現況写真
・その他町長が必要と認める書類

【事前確認項目】

・後退予定地に抵当権、その他の所有権以外の権利が設定されていないか。
・後退予定地に相続等が発生していないか。
・後退予定地に電柱、道路標識等の移設が必要な工作物はないか。
・後退予定地に撤去費助成金の対象となる工作物等はないか。
・建築行為等を行う場合に外構の計画はあるか。
・後退予定地に建物等があり、解体を行う場合、解体工事の日程について。

～ 町 ～

**②事前相談の実施**

【確認項目】

・申請書の受理後に【事前確認項目】について現地へ確認。
・水道メーター等の移設は必要か。
・隅切りが必要な土地か。(寄付は可能か。)
・後退用地の整備と維持に支障がないか。
・市川三郷町狭あい道路拡幅整備要綱第19条に規定する適用の除外に該当しないか。

上記の内容について精査し、事業の実施の対象か否か判断

対象 → ③協議済書による通知

対象外 → 協議終了

**③協議済書による通知**

**④後退用地の確定測量・分筆登記の実施**

※申請者及び関係者による立会いを行います。

**⑤助成金等交付申請書の提出**

【添付書類】

・助成内容の詳細がわかる書類

**⑥申請内容の審査**

適正

**⑦助成金等交付決定通知書の交付**

**⑧撤去工事の実施**

**⑨撤去工事完了届の提出**

【添付書類】

・工事完了後の写真

**⑨寄付申請**

【添付書類】

・登記原因証明情報及び承諾書
・印鑑証明書
・その他必要と認める書類

【確認項目】

・抵当権、その他所有権以外の権利を解除していること。
・相続登記が完了していること。
・電柱、道路交通標識等の工作物の移設を完了していること。

**⑩内容の審査及び現地確認**

【確認項目】

・申請者による権利関係等の整理が完了しているか。
・撤去工事完了届を受理し、適正な状態となっているか。

※不適正と判断した場合は必要な改善指導を実施

適正

**⑪所有権移転登記**

**⑫後退用地寄附完了通知**

**⑫助成金等確定通知書の交付**

**⑬助成金等交付請求書**

**⑭助成金等の交付**

⑮申請地の建築行為等が完了後、予算の範囲内で後退用地の整備を町で実施します。